

## 積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2025100618001  
2 工事名 亀崎橋補修工事（7-1）  
3 開札日 令和7年12月 3日  
(再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日)

申立内容	回答
第1号明細書 現場塗装工 第SA0010号特殊代価表 塗膜除去 塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 @4,333円／m <sup>2</sup> ではなく @4,332円／m <sup>2</sup> ではありませんか？	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去の単価は、誤りでした。 正しくは4,332円／m <sup>2</sup> でした。
第6号明細書 仮設工 第SA0110号特殊代価表 床面シート張防護工 第SA0120号特殊代価表 朝顔(両側) 第SA0130号特殊代価表 湿式塗膜剥離剤工用養生 シート工 すべてにおける、橋りょう特殊工の労務補正後の 数量は小数点以下フリーではありません か？小数点4位四捨五入小数点3位は間違いで ないですか？	床面シート張防護工、朝顔（両側）、湿式塗膜剥離 剤工用養生シート工における橋りょう特殊工の労務 補正後の数量は、橋梁架設工事の積算（令和7年度 版）の各種足場の積算要領に歩掛係数と記載があり、 補正後の歩掛係数の端数処理については、橋梁架設 工事の積算に記載がないことから、土木工事標準積 算基準書（令和7年8月版）に従い、少数第4位を 四捨五入し、第3位としています。

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがありました。 しかしながら、落札候補者に変更はありませんので、落札候補者を決定し、開札結果を公表します。